

**令和元年度第3四半期における専決処理について（概要）**

令和2年3月30日  
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和元年度第3四半期における専決処理案件は合計89件で、その概要は以下のとおり。

**1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（75件）****（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 4件（別表1～4）**

例：日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更の認可（別表1）

**（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 38件  
（別表5～42）**

例：三菱原子燃料株式会社の核物質防護規定の変更認可（別表6）

**（3）実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係 1件  
（別表43）**

例：美浜発電所第3号機のうちB蒸気発生器保管庫に係る使用承認（別表43）

**（4）溶接事業者検査等の実施体制に係る評定関係 13件（別表44～56）**

例：九州電力株式会社玄海発電所の溶接安全管理審査の評定（別表44）

**（5）廃止措置計画の変更の認可関係 1件（別表57）**

例：日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画の変更の認可（別表57）

**（6）核燃料物質の使用の変更の許可関係 4件（別表58～61）**

例：JX金属株式会社磯原工場における核燃料物質の使用の変更の許可（別表58）

**（7）核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 1件（別表62）**

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所における保安規定の変更の認可（別表62）

**（8）国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 7件（別表63～69）**

例：旭化成株式会社延岡支社日向細島一区事業所ウラン施設の計量管理規定の変更認可（別表63）

**(9) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 6件 (別表 70~75)**

例：モバイル式処理設備移送配管の撤去に係る実施計画の変更認可(別表 70)

**2. 電気事業法関係 (1件)**

**(10) 事業用電気工作物の使用の期間及び方法の承認関係 1件**

(別表 76)

例：美浜発電所第3号機のうちB蒸気発生器保管庫に係る一部使用承認(別表 76)

**3. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (13件)**

**(11) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 10件**

(別表 77~86)

例：横浜市立市民病院の放射線発生装置の使用許可(別表 77)

**(12) 廃棄の業の許可又は変更の許可関係 1件 (別表 87)**

例：株式会社ヴェスタの廃棄業に係る変更許可(別表 87)

**(13) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 2件**

(別表 88~89)

例：鎌ヶ谷総合病院に係る許可使用者である法人の合併の認可(別表 88)

# 令和元年度第3四半期における専決処理について

令和2年3月30日  
原子力規制庁

## 1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更の認可について	<p>○令和元年11月13日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅについて、性能維持期間を終了した性能維持施設に関して、事業者の行う検査(性能維持確認のための検査)の対象から除外すること等に伴う保安規定変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、当該変更が、廃止措置計画に示す維持期間を終了し維持不要となった性能維持施設の設備又は機能を検査の対象から除く旨の明確化等であり、施設の現状を踏まえた変更であること等を確認したことから、審査の考え方における「発電用原子炉の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること」を満たしていること等を確認。</p> <p>○令和元年12月13日に認可。</p>	研究炉等審査部門
2			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	<p>○令和元年9月9日付けで、関西電力株式会社から、炉内構造物取替工事に伴い、取り外した炉内構造物等を蒸気発生器保管庫に保管を行うための保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、取り外した炉内構造物等について、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で蒸気発生器保管庫に保管すること、並びに、蒸気発生器保管庫における炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認し、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じることを確認。</p> <p>○令和元年11月28日に認可。</p>	実用炉審査部門
3			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	<p>○令和元年9月4日付けで、九州電力株式会社から、実用炉規則改正に伴う発電用原子炉施設の定期的な評価に関する条文の削除等の保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、発電用原子炉施設の定期的な評価に関連する条文が適正に削除又は変更されていることを確認。</p> <p>○令和元年12月6日に認可。</p>	実用炉審査部門
4			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	<p>○平成31年3月13日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所第1、2号炉の廃止措置計画の認可申請に伴う保安規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、保安規定を運転段階と廃止措置段階に分編化し、関連する条文の変更及び新規条文の追加をするものであり、審査基準を満足すること等を確認。</p> <p>○令和元年12月11日に認可。</p>	実用炉審査部門

5	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(三菱原子燃料株式会社)	○令和元年8月15日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
6		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(三菱原子燃料株式会社)	○令和元年8月15日付けで、三菱原子燃料株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月5日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
7		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○令和元年8月27日付け(令和元年10月3日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
8		原子炉等規制法第22条の6第1項の規定による加工事業者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(原子燃料工業株式会社東海事業所)	○令和元年8月27日付け(令和元年10月3日付けで一部補正)で、原子燃料工業株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月2日に認可。 ○国家公安委員会へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
9		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更承認に関する意見聴取について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所)	○令和元年8月21日付けで、国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更承認申請あり。 ○承認を行うにあたり、国家公安委員会へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

10	原子炉等規制法第43条の2第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所)	○令和元年8月21日付けで、国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月5日に承認。 ○国家公安委員会へ同規定を承認した旨を連絡。	核セキュリティ部門
11	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年6月25日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
12	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年6月25日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年10月1日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
13	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年7月9日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
14	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年7月9日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年10月1日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

15	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に關すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に關するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に關する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和元年5月31日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に關する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
16	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に關するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかつた場合に限る。)に關すること。	核物質防護規定の変更認可に關する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和元年5月31日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に關する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年10月25日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
17	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に關すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に關するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に關する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年8月27日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に關する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
18	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に關するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかつた場合に限る。)に關すること。	核物質防護規定の変更認可に關する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年8月27日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に關する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月5日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に關すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に關するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に關する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年8月21日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に關する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

20	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年8月21日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月5日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
21	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年6月25日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
22	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年6月25日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
23	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年8月13日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
24	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和元年8月13日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門



25	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年8月28日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
26	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社美浜発電所)	○令和元年8月28日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
27	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年8月28日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
28	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年8月28日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
29	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年8月28日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

30	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年8月28日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年11月14日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
31	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和元年9月5日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
32	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社東通原子力発電所)	○令和元年9月5日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
33	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和元年9月5日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
34	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和元年9月5日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月2日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

35	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年9月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
36	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和元年9月10日付けで、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
37	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和元年10月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
38	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和元年10月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
39	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関すること(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和元年10月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

40		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	○令和元年10月1日付けで、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
41		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年8月28日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
42		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要でない変更の認可に関するもの又は第72条第1項の規定により行った国家公安委員会若しくは海上保安庁長官の意見聴取にて意見がなかった場合に限る。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年8月28日付けで、九州電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、令和元年12月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
43	実用発電用原子炉施設の使用の期間及び方法の承認関係	実用炉則第17条第1号及び3号の規定による使用の期間及び方法の承認に関する事。	美浜発電所第3号機のうちB蒸気発生器保管庫に係る一部使用承認について	○令和元年11月29日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所第3号機設備のうちB蒸気発生器保管庫に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、発電用原子炉施設の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年1月6日付けで承認。	専門検査部門
44	溶接事業者検査等の実施体制に係る評価関係	原子炉等規制法第43条の3の13第5項の規定による溶接安全管理審査の評価に関する事。	溶接事業者検査の実施に係る体制の評価並びに溶接安全管理審査結果及び評価結果の通知について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)(更新)	○令和元年6月27日付けで、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評価が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評価。 ○令和元年10月16日付けで評価。	専門検査部門

45	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社美浜発電所)(更新)	○令和元年5月17日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年10月17日付けで評定。	専門検査部門
46	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社玄海原子力発電所)	○令和元年5月28日付け(令和元年6月14日付けで申請の内容を変更する届出)及び令和元年8月14日付けで、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第4号機湿分分離加熱器第1段加熱蒸気管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月5日付けで評定。	専門検査部門
47	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和元年5月31日付け(令和元年6月17日及び令和元年7月9日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から、川内原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第1号機格納容器内圧力伝送器用配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月5日付けで評定。	専門検査部門
48	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所)(更新)	○令和元年8月22日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、福島第二原子力発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月5日付けで評定。	専門検査部門
49	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所)	○令和元年6月14日付け(令和元年7月4日付けで申請の内容を変更する届出)で、東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第7号機高圧代替注水系配管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月5日付けで評定。	専門検査部門
50	溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(九州電力株式会社川内原子力発電所)(更新)	○令和元年7月25日付けで、九州電力株式会社から、川内原子力発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月8日付けで評定。	専門検査部門

51		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和元年6月14日付けで、関西電力株式会社から、大飯発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、第4号機スチームコンバータ加熱蒸気管等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月13日付けで評定。	専門検査部門
52		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)(更新)	○令和元年8月26日付けで、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所に係る溶接安全管理審査(更新)の申請あり。 ○審査の結果、溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月20日付けで評定。	専門検査部門
53		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社高浜発電所)	○平成30年12月17日付け(平成31年1月11日、平成31年3月13日、平成31年3月20日、令和元年5月17日、令和元年6月20日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年4月25日付け(平成30年7月6日、平成30年11月12日、令和元年6月14日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成29年9月7日付け(平成29年12月6日、平成30年7月6日、令和元年5月17日、令和元年6月14日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年7月2日付け(令和元年6月14日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年2月28日付け(令和元年6月20日及び令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年6月14日付け(令和元年7月17日及び令和元年8月26日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年6月14日付け(令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)及び令和元年6月20日付け(令和元年7月17日付けで申請の内容を変更する届出)で、関西電力株式会社から、高浜発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、廃樹脂貯蔵タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月26日付けで評定。	専門検査部門
54		溶接事業者検査の実施に係る体制の評定並びに溶接安全管理審査結果及び評定結果の通知について(関西電力株式会社美浜発電所)	○平成30年11月30日付け(平成31年3月13日及び令和元年6月13日付けで申請の内容を変更する届出)、平成30年5月28日付け(平成30年7月6日、平成30年7月23日及び令和元年6月13日付けで申請の内容を変更する届出)、平成31年2月28日付け(令和元年6月13日付けで申請の内容を変更する届出)、令和元年6月13日付け及び令和元年6月20日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所に係る溶接安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、廃樹脂貯蔵タンク等の溶接事業者検査の実施に係る体制について、総合的な評定が「良」であったことから、溶接事業者検査の実施体制について、「十分な体制は適切に維持されている」と評定。 ○令和元年11月26日付けで評定。	専門検査部門
55	原子炉等規制法第43条の3の16第6項において準用する第43条の3の13第5項の規定による定期安全管理審査の評定に関すること。	九州電力株式会社川内原子力発電所第1号機の第8回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について	○平成29年12月26日付け(平成30年7月6日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から、川内原子力発電所第1号機に係る定期安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査もおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。 ○令和元年10月30日付けで評定。	専門検査部門

56		九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の第7回定期安全管理審査の審査結果及び評定の結果並びに通知について		○平成23年11月24日付け(平成24年4月3日、平成25年5月14日、平成26年5月14日、平成28年3月2日、平成28年4月20日、平成29年4月20日、平成29年5月11日、平成29年8月28日、平成29年10月13日及び平成30年7月6日付けで申請の内容を変更する届出)で、九州電力株式会社から、玄海原子力発電所第4号機に係る定期安全管理審査の申請あり。 ○審査の結果、「品質マネジメントシステムは機能しており、定期事業者検査もおおむね自律的かつ適切な実施体制で実施されている」と評定。 ○令和元年11月21日付けで評定。	専門検査部門
57	廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する第12条の6第3項の規定による廃止措置計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設の廃止措置計画の変更の認可について	○令和元年11月13日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速増殖原型炉もんじゅについて、缶詰作業(ナトリウム洗浄後の使用済燃料等を缶詰缶に収納する作業)の終了に伴う性能維持施設の維持期間の変更(維持期間を2019年1月までとし、維持を終了する)等に伴う廃止措置計画変更認可申請あり。 ○審査の結果、今後実施しない缶詰作業に係る性能維持施設(燃料缶詰装置及び缶詰雰囲気調整装置)の性能を維持すべき期間の変更等であり、廃止措置の工程の進捗を踏まえた変更であること等から、審査の考え方における「性能維持施設の性能を維持すべき期間の変更に関し、対象としている性能維持施設の性能を維持すべき期間が、廃止措置の工程の進捗を踏まえ、具体的に定められていること」を満たしていること等を確認。 ○令和元年12月13日に認可。	研究炉等審査部門
58	核燃料物質の使用の変更の許可関係	原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(原子炉等規制法第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係る変更の許可のうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(JX金属株式会社磯原工場)	○令和元年10月9日付けで、JX金属株式会社から、JX金属株式会社磯原工場について、管理下でない核燃料物質の発見に伴い、核燃料物質の種類及び数量の変更に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、新たに発見された核燃料物質を保管廃棄するため、既許可の設計を維持した密閉容器に封入していること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年11月22日に許可。	研究炉等審査部門
59			核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所)	○令和元年8月9日付け(令和元年10月24日付け一部補正)で、三菱マテリアル株式会社から、三菱マテリアル株式会社エネルギー事業センター 那珂エネルギー開発研究所について、使用を終了した試験設備の撤去等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、試験設備の解体に伴い、汚染が生じた機器等は放射性固体廃棄物として廃棄物容器に封入した後に、既許可の廃棄物倉庫にて保管廃棄していること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年12月9日に許可。	研究炉等審査部門

60		核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(大阪大学大学院工学研究科)	○令和元年10月21日付け(令和元年11月28日付け一部補正)で、国立大学法人大阪大学から、大阪大学大学院工学研究科について、排水設備の地上据置型への変更等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、地上据置型に変更する排水設備について、排液の逆流を防止し、腐食しにくく排液が漏れにくい設計であること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年12月25日に承認。	研究炉等審査部門	
61		核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(株式会社GSユアサ 産業電池電源事業部 ライティング本部 製造部)	○令和元年10月25日付け(令和元年11月22日付け一部補正)で、株式会社GSユアサから、株式会社 GSユアサ 産業電池電源事業部 ライティング本部 製造部について、放射性廃棄物を集約管理するための保管廃棄施設の新設等に伴う使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物は密閉容器に収納し、その性状に応じて樹脂袋、ステンレス製容器でオーバーバックした上で、新設する保管廃棄施設に保管するとしていること等から、本申請に係る使用施設等の位置、構造及び設備が核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものであることを確認。 ○令和元年12月25日に許可。	研究炉等審査部門	
62	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による保安規定の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用施設に係る保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和元年9月18日付け(令和元年11月12日付け一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所について、使用を終了する液体廃棄設備の撤去等に係る使用変更許可を踏まえた保安規定変更認可申請あり。 ○審査の結果、保安規定の変更内容が使用変更許可と整合していること及び廃水処理室の液体廃棄設備の撤去に係る業務等について管理を行う者の職務が明確になっていること等から、保安規定の審査基準に照らして、災害の防止上支障のないことを確認。 ○令和元年12月17日に認可。	研究炉等審査部門
63	国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可に関する事(重要なものを除く。)	計量管理規定の変更の認可について(旭化成株式会社 延岡支社日向細島一区事業所ウラン施設)	○令和元年9月18日付けで、旭化成株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う延岡支社日向細島一区事業所ウラン施設の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年11月7日に認可。	保障措置室
64			計量管理規定の変更の認可について(日本たばこ産業株式会社 日本たばこ中央研究所)	○令和元年10月4日付けで、日本たばこ産業株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴うたばこ中央研究所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年11月8日に認可。	保障措置室
65			計量管理規定の変更の認可について(株式会社富士通研究所(厚木))	○令和元年10月23日付けで、株式会社富士通研究所から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う株式会社富士通研究所(厚木)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年11月18日に認可。	保障措置室



66		計量管理規定の変更の認可について(三菱原子燃料株式会社)	○令和元年9月20日付けで、三菱原子燃料株式会社から、事業許可変更等に伴う三菱原子燃料株式会社の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業許可変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年12月12日に認可。	保障措置室
67		計量管理規定の変更の認可について(JNC石油化学株式会社市原製造所)	○令和元年10月17日付けで、JNC石油化学株式会社から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う市原製造所の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年12月26日に認可。	保障措置室
68		計量管理規定の変更の認可について(東京都健康安全研究センター)	○令和元年10月24日付けで、東京都から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う健康安全研究センターの計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年12月26日に認可。	保障措置室
69		計量管理規定の変更の認可について(一般財団法人電力中央研究所我孫子運営センター)	○令和元年10月30日付けで、一般財団法人電力中央研究所から、計量管理責任者の変更等に伴う我孫子運営センターの計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和元年12月26日に認可。	保障措置室
70	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について ○平成31年4月25日付け(令和元年9月19日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、モバイル式処理設備移送配管の撤去に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、モバイル式処理設備移送配管の撤去について、適切な漏えい防止策及び汚染拡大防止策が講じられること並びに滞留水処理に影響が生じないようにするための措置が講じられること等を確認。 ○令和元年10月17日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
71		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和元年5月22日付け(令和元年11月22日付け及び令和元年11月27日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、中低濃度タンク(G4北、G5エリア)等の撤去及びG3北エリア基礎外周堰の新設に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、多核種処理水貯槽の撤去について、発生する放射性固体廃棄物に対して十分な保管容量が確保されること並びに適切な漏えい防止策及び汚染拡大防止策が講じられること等を確認。 ○令和元年12月13日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
72		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	○令和元年5月21日付け(令和元年8月29日付け及び令和元年11月15日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、5・6号機滞留水の浄化方法及び直接散水運用の追加に係る実施計画の変更認可申請あり。 ○審査の結果、追加する5・6号機滞留水の浄化処理及び浄化後の構内散水の運用について、詳細核種分析の結果及び浄化ユニットの性能に基づき評価対象核種を選定していること及び当該運用による影響を考慮した敷地境界における実効線量の評価値が規制による要求を満足していることを確認。 ○令和元年12月13日に認可。	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

73		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和元年7月25日付け(令和元年12月6日付け及び令和元年12月16日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における輸送貯蔵兼用キャスク基数の変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、増設するキャスクについて、安全機能に異常が発生した場合に検知可能であること及び対応手順が定められていること並びに除熱機能、密封機能、遮蔽機能及び臨界防止機能が確保されること等を確認。</p> <p>○令和元年12月17日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
74	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取に関する事(重要な変更又は防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)	特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和元年5月30日付けで東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。</p>	核セキュリティ部門
75	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	<p>○令和元年5月30日付けで東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(4 特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、令和元年10月1日に認可。</p> <p>○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。</p>	核セキュリティ部門

## 2. 電気事業法関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
76	事業用電気工作物の使用の期間及び方法の承認関係	原子力発電工作物保安省令第18条第1号又は第3号の規定による電気工作物の使用の期間及び方法の承認に関する事。	美浜発電所第3号機のうちB蒸気発生器保管庫に係る一部使用承認について	○令和元年11月29日付けで、関西電力株式会社から、美浜発電所第3号機設備のうちB蒸気発生器保管庫に係る一部使用承認の申請あり。 ○審査の結果、事業用電気工作物の完成した部分を使用しなければならない特別の理由があり、使用する期間及び方法について、保安の確保上支障がないことを確認。 ○令和2年1月6日付けで承認。	専門検査部門

### 3. 放射性同位元素等の規制に関する法律

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
77	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の使用許可について(横浜州市立市民病院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年8月23日付けで、横浜市から横浜州市立市民病院(横浜市)の直線加速装置1台の新規使用許可申請があった。</li> <li>○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</li> <li>○令和元年10月1日に許可。</li> </ul>	放射線規制部門
78			放射線発生装置の使用許可について(藤田医科大学岡崎医療センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年10月3日付けで、学校法人藤田学園から藤田医科大学岡崎医療センター(岡崎市)の密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の新規設置等について、使用許可申請があった。</li> <li>○審査の結果、密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</li> <li>○令和元年11月26日に許可。</li> </ul>	放射線規制部門
79			放射線発生装置の使用許可について(丸三製薬バイオテック株式会社本社工場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年11月18日付けで、丸三製薬バイオテック株式会社から本社工場(富山市)の放射線発生装置(電子線滅菌に使用するためのマイクロトン1台)の新規設置等について、使用許可申請があった。</li> <li>○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</li> <li>○令和元年12月13日に許可。</li> </ul>	放射線規制部門
80	放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関すること。	許可使用に係る変更許可について(日本メジフィジックス株式会社千葉工場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年6月28日付けで、日本メジフィジックス株式会社から千葉工場(袖ヶ浦市)の新棟建設に伴うサイクロトン1台の設置及び使用核種の追加について変更許可申請があった。</li> <li>○審査の結果、非密封の放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</li> <li>○令和元年10月1日に許可。</li> </ul>	放射線規制部門	
81			許可使用に係る変更許可について(国立研究開発法人理化学研究所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年8月13日付けで、国立研究開発法人理化学研究所から同研究所(和光市)の直線加速装置1台の使用再開及び非密封の放射性同位元素の使用再開について変更許可申請があった。</li> <li>○審査の結果、非密封の放射性同位元素、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</li> <li>○令和元年10月1日に許可。</li> </ul>	放射線規制部門
82			許可使用に係る変更許可について(学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学附属病院)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年8月24日付けで、学校法人慈恵大学から東京慈恵会医科大学附属病院(港区)の新外来棟の設置に伴う直線加速装置1台の増設等について変更許可申請があった。</li> <li>○審査の結果、非密封の放射性同位元素、密封された放射性同位元素及び放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。</li> <li>○令和元年10月2日に許可。</li> </ul>	放射線規制部門

83			許可使用に係る変更許可について(大型放射光施設(SPring-8))	○令和元年9月20日付けで、国立研究開発法人理化学研究所から大型放射光施設(SPring-8)(佐用町)の放射線発生装置の出力の増加及び使用施設の遮へい構造の変更について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年11月26日に許可。	放射線規制部門
84			許可使用に係る変更許可について(社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷浜松病院)	○令和元年9月20日付けで、社会福祉法人聖隷福祉事業団から総合病院聖隷浜松病院(浜松市)の直線加速装置1台の更新等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年11月26日に許可。	放射線規制部門
85			許可使用に係る変更許可について(医療法人秀放会仙台総合放射線クリニック)	○令和元年10月8日付けで、医療法人秀放会から仙台総合放射線クリニック(仙台市)の直線加速装置1台の追加設置等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年11月26日に許可。	放射線規制部門
86			許可使用に係る変更許可について(日本赤十字社医療センター)	○令和元年11月19日付けで、日本赤十字社から医療センター(渋谷区)の放射線発生装置(直線加速器サイバーナイフ)の更新等について変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和元年12月4日に許可。	放射線規制部門
87	廃棄の業の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第11条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(廃棄物埋設を行わない場合に限る。)に関する事。	廃棄業に係る変更許可について(株式会社ヴェスタ)	○令和元年10月3日付けで、株式会社ヴェスタ(市原市)から保管廃棄設備棟の追加設置等について、変更許可申請があった。 ○審査の結果、廃棄の業に係る廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認した。 ○令和元年11月26日に許可。	放射線規制部門
88	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関する事。	許可使用者である法人の合併に係る認可申請について(鎌ヶ谷総合病院)	○令和元年11月20日付けで、社会医療法人社団木下会から吸収合併により、鎌ヶ谷総合病院(鎌ヶ谷市)に係る許可使用者の地位を医療法人沖繩徳洲会へ承継することに伴う認可の申請があった。 ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されることを確認。 ○令和元年11月26日に認可。	放射線規制部門
89			許可使用者である法人の合併に係る認可申請について(南動物病院)	○令和元年12月16日付けで、株式会社ベイサイドアニマルクリニックから吸収合併により、南動物病院(伊賀市)に係る許可使用者の地位を株式会社WOLVES Handへ承継することに伴う認可の申請があった。 ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されることを確認。 ○令和元年12月26日に認可。	放射線規制部門